

**滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務に係る
総合評価一般競争入札落札者決定基準**

1 評価実施機関

- (1) 評価は、「滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務提案評価審査会」（以下「評価審査会」という。）が実施する。
- (2) 評価審査会は、入札参加者から提出された入札書および提案書について、この「落札者決定基準」に基づき、付与する点数の算定または判定を行う。

2 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以下である者の入札書および提案書について、提案内容の評価による「技術点」と入札価格から算出した「価格点」を合計した「総合評価点」を評価審査会が算定した後、次の方法で落札者を決定する。

- (1) 有効な入札書および提案書を提出した入札参加者であって、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（総合評価点が同点のとき）の対応
 - ア 当該入札参加者の「技術点」が異なる場合
当該入札参加者のうち「技術点」が最も高い者を落札者とする。
 - イ 当該入札参加者の「技術点」が同じで「入札価格」が異なる場合
当該入札参加者のうち「入札価格」が最も低い者を落札者とする。
 - ウ 当該入札参加者の「技術点」および「入札価格」がそれぞれ同じである場合
くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

3 総合評価点の構成

総合評価点（1,000 点満点）＝ 技術点（300 点）＋価格点（700 点）

4 技術点の採点方法および評価基準

- (1) 技術点の採点は、評価審査会が行う。
- (2) 技術点の満点を 300 点として、技術点は評価審査会の各審査員が提案内容の評価したものの評価項目ごとの平均点の合計点とする。ただし、技術点は小数点第2位未満を切り捨てとする。
- (3) 技術点の採点は、様式 C-04「提案項目一覧表」の項目により、重要度に応じた加重点を乗じた得点を付与するものとする。
- (4) 提案内容に対する評価項目ごとの採点は、次の基準によるものとする。

評点	評価基準
5	特に優れた提案内容であり、具体性や実現性の根拠が明確で、課題に対する対策等も明記されている。
4	やや優れた提案内容であり、具体性や実現性の根拠が明確である。
3	本県の求める水準の提案内容であり、具体性や実現性がある。
2	本県の求める水準の提案内容であるが、具体性や実現性に欠ける。
1	本県の求める水準の提案内容であるが、具体性や実現性が認められない。
－	要件を満たしていない提案（6(2)～(4)）である。 ※6により失格となる

(5) 仕様書に記載されていない事項についての提案内容は、評価の対象としない。

5 価格点の算定方法

(1) 算定式

価格点は、入札価格をもとに次の算定式により算出する。ただし、小数点第2位未満は切り捨てとする。

$$\text{価格点} = (\text{最低入札価格} / \text{入札価格}) \times 700$$

(2) 入札価格の上限価格〔予定価格〕

入札価格の上限は、197,070,000 円

(ただし、消費税および地方消費税を含まない。)とする。

6 評価の対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、失格となり評価の対象外となる。

(1) 入札価格が予定価格を上回る場合

(2) 仕様書の要求項目のうち実施しない、またはできないとする項目がある場合

(3) 仕様書で要求の水準または条件を定めたものについて、その水準または条件を満たさない場合

(4) 提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合